

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第68号

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県農業改良資金貸付規則（平成15年香川県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいい、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する措置又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項に規定する農業改良支援措置を含む。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置を実施するのに必要な資金</u></p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、農業者若しくはその組織する団体（以下「農業者等」という。）、<u>農商工等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する当該認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）</u>に対して農業改良資金を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、前項に定めるもののほか、次条及び第5条の規定に準じて農業者等、<u>認定中小企業者又は認定製造事業者等</u>に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいい、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する措置を含む。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、農業者若しくはその組織する団体（以下「農業者等」という。）、<u>又は農商工等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する当該認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）</u>に対して農業改良資金を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、前項に定めるもののほか、次条及び第5条の規定に準じて農業者等又は認定中小企業者に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。</p>

(貸付金の貸付けの対象者)

第4条 県が前条第1項の規定により農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等に貸し付ける農業改良資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる者は、次に掲げる農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等であって、法第7条第1項の認定を受けたものとする。この場合において、第8号に掲げる者にあつては第2条第11号に掲げる資金に、第11号に掲げる者にあつては同条第12号に掲げる資金に限り貸付けの対象とする。

(1)～(9) 略

(10) 米穀新用途利用促進法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等

(11) 認定製造事業者等

(貸付金の利率、償還期間等)

第5条 略

農業改良資金の区分	償還期間	据置期間
1～4 略		
5 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第8条に規定する資金に該当する資金	略	
6 <u>米穀新用途利用促進法第8条第2項に規定する資金に該当する資金</u>	12年以内	3年以内
7 前各号に規定する資金以外の資金	略	

2 貸付金の1農業者等ごと、1認定中小企業者ごと又は1認定製造事業者等ごとの限度額は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。ただし、前条第2号から第5号までに掲げる者については、当該貸付けに係る農業改良措置の実施に必要な費用の額の100分の80に相当する額又は

(貸付金の貸付けの対象者)

第4条 県が前条第1項の規定により農業者等又は認定中小企業者に貸し付ける農業改良資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる者は、次に掲げる農業者等又は認定中小企業者であって、法第7条第1項の認定を受けたものとする。この場合において、第1号に掲げる者にあつては第2条第1号から第10号までに掲げる資金に、第2号から第4号まで、第6号、第7号及び第9号に掲げる者にあつては同条第1号から第6号まで及び第10号に掲げる資金に、第5号に掲げる者にあつては同条第1号から第7号まで及び第10号に掲げる資金に、第8号に掲げる者にあつては同条第11号に掲げる資金に限り貸付けの対象とする。

(1)～(9) 略

(貸付金の利率、償還期間等)

第5条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。第3項を除き、以下同じ。）及び据置期間は、次の表のとおりとする。

農業改良資金の区分	償還期間	据置期間
1～4 略		
5 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第8条に規定する資金に該当する資金	略	
6 前各号に規定する資金以外の資金	略	

2 貸付金の1農業者等ごと又は1認定中小企業者ごとの限度額は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。ただし、前条第2号から第7号まで及び第9号に掲げる者については、当該貸付けに係る農業改良措置の実施に必要な費用の額の100分の80に相当する額又は次の各号に掲げ

次の各号に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1)・(2) 略

3 略

(借入れの申込み)

第7条 借入申込者は、農業改良資金借入申込書（第1号様式）（借入申込者が認定中小企業者又は認定製造事業者等である場合には農業改良資金借入申込書（第1号様式の2））（以下「借入申込書」という。）に知事が別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2～4 略

(融資機関に対する貸付け)

第14条 県が第3条第2項の規定により融資機関に対して貸し付ける資金（以下「県貸付金」という。）の貸付条件（利率、償還期間、限度額、償還方法及び償還期日をいう。以下同じ。）は、当該融資機関が当該県貸付金を原資として農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等に対して貸し付ける農業改良資金の貸付条件と同一とする。

(準用)

第15条 略

第7条第1項	略
	農業改良資金借入申込書（第1号様式）（借入申込者が認定中小企業者又は認定製造事業者等である場合には農業改良資金借入申込書（第1号様式の2））（以下「借入申込書」という。）
略	略

る額のいずれか低い額とする。

(1)・(2) 略

3 略

(借入れの申込み)

第7条 借入申込者は、農業改良資金借入申込書（第1号様式）（借入申込者が認定中小企業者である場合には農業改良資金借入申込書（第1号様式の2））（以下「借入申込書」という。）に知事が別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2～4 略

(融資機関に対する貸付け)

第14条 県が第3条第2項の規定により融資機関に対して貸し付ける資金（以下「県貸付金」という。）の貸付条件（利率、償還期間、限度額、償還方法及び償還期日をいう。以下同じ。）は、当該融資機関が当該県貸付金を原資として農業者等又は認定中小企業者に対して貸し付ける農業改良資金の貸付条件と同一とする。

(準用)

第15条 第7条第1項、第8条、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条第1項及び第13条の規定は、農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対する県貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	略	
	農業改良資金借入申込書（第1号様式）（借入申込者が認定中小企業者である場合には農業改良資金借入申込書（第1号様式の2））（以下「借入申込書」という。）	農業改良資金県貸付金借入申込書（第5号様式。以下「借入申込書」という。）
略		

第2号様式（第9条関係）

（表）

略

（裏）

農業改良資金借用証書特約条項

（一時償還）

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「甲」という。）は、香川県（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合は、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

（1）・（2） 略

（3） 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

（4）～（9） 略

第2条～第13条 略

第5号様式（第15条関係）

略

注 1 農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等から提出のあった借入申込書の写しその他の知事が別に定める書類を添付してください。

2 略

第6号様式（第15条関係）

（表）

略

注 農業改良資金を貸し付ける農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等の貸付決定通知書の写し及び償還計画の写しを添付してください。

（裏）

略

第7号様式（第15条関係）

第2号様式（第9条関係）

（表）

略

（裏）

農業改良資金借用証書特約条項

（一時償還）

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「甲」という。）は、香川県（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合は、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

（1）・（2） 略

（3） 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

（4）～（9） 略

第2条～第13条 略

第5号様式（第15条関係）

略

注 1 農業者等又は認定中小企業者から提出のあった借入申込書の写しその他の知事が別に定める書類を添付してください。

2 略

第6号様式（第15条関係）

（表）

略

注 農業改良資金を貸し付ける農業者等又は認定中小企業者の貸付決定通知書の写し及び償還計画の写しを添付してください。

（裏）

略

第7号様式（第15条関係）

略

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等から提出のあった農業改良資金償還期間等変更承認申請書の写しを添付してください。

2 略

第8号様式（第15条関係）

略

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等、認定中小企業者又は認定製造事業者等から提出のあった農業改良資金支払猶予申請書の写しを添付してください。

2 略

略

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等又は認定中小企業者から提出のあった農業改良資金償還期間等変更承認申請書の写しを添付してください。

2 略

第8号様式（第15条関係）

略

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等又は認定中小企業者から提出のあった農業改良資金支払猶予申請書の写しを添付してください。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。